

除雪情報提供システム用GPS端末等貸付仕様書（案）

（適用範囲）

第1条 除雪情報提供システム用GPS端末等貸付仕様書（以下「本仕様書」という。）は除排雪業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき、発注者が所有している除雪情報提供システム用GPS端末及びGPSロガー（以下「端末等」という。）を、受注者に貸付けることに関し、必要な特記事項について本仕様書に定める。

（調査職員）

第2条 本仕様書において調査職員とは、発注者が当該業務委託契約の調査・監督権限を行使するものとして受注者に通知した職員をいう。

（提出書類）

第3条 受注者は、この仕様書による書類はすべて調査職員を経て、指定する期日まで提出しなければならない。

（GPS端末の貸付）

第4条 発注者は、契約書に基づき、GPS端末を受注者に貸し出すものとする。

2 受注者は、引渡しを受けたときは遅滞なく、発注者に対しGPS端末借用書（様式〇）を提出しなければならない。

（GPSロガーの貸付）

第5条 発注者は、受注者から提出された大仙市道路排雪作業計画書を承諾したときは、所要台数に応じてGPSロガーを貸し出すものとする。

2 受注者は、GPSロガーを受領したときは遅滞なく、発注者に対しGPSロガー借用書（様式〇）を提出しなければならない。

（借上端末等の使用）

第6条 受注者は、除雪情報提供システム業務マニュアルに基づき、借上端末等を使用しなければならない。

（使用条件）

第7条 受注者は、借上した端末等の管理責任者を定め、借上期間中善良な管理を行わせ、その使用にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意し、調査職員の指示に従い、端末の機能保持に努めなければならない。

- (1) 借上端末等は、管理責任者の指示する方法で適切に管理すること。
- (2) 使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 借上端末等の故障、破損及び紛失については、すみやかに調査職員に報告し指示を受けること。
- (4) GPS端末は基本的に常時電源を入れておくこと。また、やむを得ず電源を切る場合は、電源を入れてからアプリケーションの起動時まで時間が掛ることから可能な限り10分～20分以上室内で様子を見ること。
- (5) GPS端末に不具合等がある場合は、電源を切って数分時間を置いてから起動させること。また、電源ボタンが使用できない状態の時は、強制的にGPS端末背面の電池パックを抜いて電源を切り数分時間を置いてから起動させること。
- (6) GPS端末等の野外への移動が長い場合は、作業着のポケット等に入れなどしてGPS端末が

急激な温度差にさらされないように気を配ること。

(諸経費の負担)

第8条 受注者は、次の各号に掲げる諸経費を負担しなければならない。

- (1) 借上端末等の引渡し及び返納に要する費用
- (2) 借上端末等の管理に要する費用

(貸付端末等の使用条件違反)

第9条 発注者は、受注者がこの仕様書に違反した場合は、ただちに受注者に対して貸付端末等の返納を命ずることができる。

(借上端末等の亡失、損傷及び故障)

第10条 受注者は、借上端末等を、亡失、損傷又は、借上端末等が故障したときは、ただちにその事実について、GPS端末等亡失・損傷・故障報告書(様式〇)を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項の亡失、損傷、又は故障が自己の責に帰すべき事由によるときは、発注者の指示に従い速やかに修理しなければならない。ただし、修理等が不可能な場合にあつては、発注者の指示した期間内に損害の相当額を賠償しなければならない。

(貸付期間)

第11条 貸付期間については、発注者、受注者協議のうえ定める。ただし発注者は、必要があると認めるときは、貸付端末の機種、規格、性能及び引渡し時期を変更することができるものとする。

(貸付端末等の調査)

第12条 受注者は、貸付期間中に調査職員による端末等使用状況の調査に応じなければならない。

- 2 受注者は、前項の調査により指示された事項は直ちに履行し、その結果を調査職員に報告しなければならない。

(返納)

第13条 受注者は、借上GPS端末を返納する場合は、GPS端末等返納書(様式〇)を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、借上GPSロガーを返納する場合は、GPSロガー貸出票(様式〇)を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、大仙市道路排雪作業計画書の作業完了後に発注者にGPSロガーを返却しなければ、新たな排雪作業計画の承諾を得ることができない。
- 4 発注者は、貸付端末の返納を受けるときは、調査職員及び受注者(受注者の指定する代理人を含む。)の立会いのうえ当該端末の動作確認を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の動作確認後において、受注者の責に帰すべき故障又は修理上の欠陥が発見された場合は、発注者の指示に従い修理しなければならない。

(返還)

第14条 受注者は、発注者が特別な事由により貸付期間中に端末等の返還を求めたときはその指示に従い、速やかにこれを返還しなければならない。

- 2 前項の場合においては、前条の規定を準用するものとする。

(補則)

第15条 この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定めるものとする。